

共生社会ウィークメインイベント
(パラスポーツ) 企画運営業務委託

プロポーザル募集要項

令和6年3月

成田市シティプロモーション部スポーツ振興課

目 次

ページ数

第1	募集の目的	1
第2	募集の内容	1
	1. 業務名称	
	2. 業務の期間	
	3. 業務内容	
	4. 委託費の上限	
第3	応募に関する事項	2
	1. スケジュール	
	2. プロポーザル参加資格	
	3. 質問の受付及び回答の公表	
	4. プロポーザル参加申込受付及び企画提案書類の受付	
第4	提案評価に係る事項	6
	1. 評価方法	
	2. 選定委員会の開催	
	3. 評価項目及び評価内容	
	4. プレゼンテーション	
	5. 優先交渉権者の選定	
	6. 提案者が1者又はない場合の取扱い	
	7. 選定結果の通知及び公表	
第5	契約の締結	7
第6	業務の適正な実施に関する事項	7
	1. 関係法令の遵守	
	2. 業務の一括再委託の禁止	
	3. 個人情報保護	
	4. 守秘義務	
第7	業務の継続が困難となった場合の措置について	8
第8	その他	8

**共生社会ウィークメインイベント
(パラスポーツ) 企画運営業務委託
募集要項**

第1. 募集の目的

本市では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催に伴うレガシーとして、アイルランドパラリンピック委員会とのレガシー協定を締結しており、東京 2020 パラリンピックに伴う事前キャンプ地として本市が選ばれ、アイルランドチームを歓迎した 8 月 18 日を、両者の友好関係を思い出し、共生社会の実現を再確認する日としている。

このことから、8 月 18 日から 24 日までの 1 週間を「共生社会ウィーク」として位置付け、パラスポーツを根幹に据えた各種イベントを実施する。特に、期間中の土曜日である令和 6 年 8 月 24 日において、「共生社会ウィークメインイベント」と称して、パラスポーツのイベントを軸とした集客力のあるイベントを開催し、共生社会を知らない方々にも、広くパラスポーツに対する認知度や共生社会に対する理解を深めることを目的とする。

なお、本イベントは、パラスポーツイベントの開催を通じて誰もが平等にスポーツに親しみ、そして、スポーツをきっかけとした共生社会実現の一助となることを最終目的とするが、まずは、共生社会を知っていただく「機会」としての役割及び、イベントを通じて本年開催のパリ 2024 パラリンピックに向けての機運醸成に繋げることにする。

※レガシー、共生社会など、各種用語の解説は別紙「用語の解説」を参照してください。

第2. 募集の内容

1. 業務名称

共生社会ウィークメインイベント (パラスポーツ) 企画運営業務委託

2. 業務の期間

委託業務契約を締結した翌日から令和 6 年 9 月 30 日 (月) までの間

3. 業務内容

別添「委託業務仕様書」のとおりとする。

4. 委託費の上限

6,000,000 円 (消費税及び地方消費税込み)

第3. 応募に関する事項

1. スケジュール

募集から業務の受注者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

日 程	項 目
令和6年4月1日（月）	企画提案書受付（募集）開始
令和6年4月1日（月）	質問受付開始
令和6年4月12日（金）正午	質問受付締め切り
令和6年4月17日（水）	質問最終回答予定日
令和6年4月22日（月）午後5時	企画提案書受付（募集）締め切り
令和6年4月26日（金）（予定）	プレゼンテーション実施日
令和6年5月 2日（木）（予定）	選考結果通知

2. プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加を希望する事業者（以下「参加希望者」という。）は、以下に基づき、参加表明を行うものとする。

【参加表明】

参加表明書（様式1）の提出による。なお、参加表明書の提出と同時に、その他必要書類一式を提出するものとし、受付期間内であれば提出書類の変更は可とする。

【参加資格】

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次の要件の全てを満たす者とする。

- ①本委託業務の参加者募集開始の日までに、成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領の規定により、指名停止措置（措置要領制定以前の成田市建設工事指名業者選定基準の規定による指名停止措置を含む。）、又は成田市契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による入札参加除外を受けていない者。
- ②地方自治法施行令第167条の4の規定の他、次の各号に該当しない者。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けて2年間を経過しない者又は本委託業務の参加者募集開始日前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者。
 - イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

3. 質問の受付及び回答の公表

(1) 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおりとする。

① 質問受付期間：令和6年4月1日（月）から4月12日（金）正午

② 質問書提出方法

別紙質問書（様式5）を、スポーツ振興課あてに電子メールに質問書を添付し、電子メールの件名に「共生社会ウィークメインイベント（パラスポーツ）企画運營業務委託質問書」と記載した上で提出すること。（ファイル形式はMicrosoft Wordとする）

なお、提出後は、下記の連絡先に確認の電話をすること。

成田市役所シティプロモーション部スポーツ振興課 電子メールアドレス：shosport@city.narita.chiba.jp 電話番号：0476-20-1584（直通）

(2) 質問の回答

質問事項への回答は、令和6年4月17日（水）までに、質問者へ電子メールにて回答を行う。また、公平性の確保のため、質問内容については、公開が不相当と認められる内容を除き、成田市ホームページに質疑応答として、随時掲載する。（都度更新を行い、最終更新は4月17日予定）

4. プロポーザル参加申込受付及び企画提案書類の受付

(1) 受付期間

令和6年4月1日（月）から 令和6年4月22日（月）午後5時まで

(2) 提出書類

次の①～⑧の順序で簡易なA4ファイルに綴じ、提出すること。

- ①参加表明書（様式1）
- ②事業者概要書（様式2）
- ③企画提案書（任意様式）
- ④全体事業スケジュール（任意様式）
- ⑤見積書（任意様式・内訳書添付すること）
- ⑥業務実績調書（様式3）
- ⑦配置予定担当者調書（様式4）
- ⑧その他必要と思われる資料

(3) 提出部数

5部（正本1部、副本4部）※副本は審査に使用するため、黒塗りは行わないこと

(4) 企画提案書の提出方法

企画提案書の提出方法は、持参又は郵送により提出すること。

※持参による受付は午前9時～午後5時とし、平日の市役所開庁日に限る。

※郵送による受付は、「レターパック」もしくは「簡易書留」とし、受付期間内（令和6年4月22日）必着のこと。配達業者の事情による遅延等は一切考慮しないため、余裕をもって提出すること。

【提出先及び問合せ先】

〒286-8585

成田市花崎町760番地

成田市シティプロモーション部スポーツ振興課

担当：小野、鏑田、薮田

電話：0476-20-1584（直通）

(5) 提出書類の作成に係る留意事項

1) 参加表明書

- ・法人の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。
- ・担当者欄については、本プロポーザルの参加について、市から連絡を受ける者の職・担当者名、電話番号、電子メールアドレスを記入すること。

2) 事業者概要書

- ・記載漏れが無いようにすること。
- ・添付書類についても提出漏れが無いように留意すること。

3) 企画提案書及び全体スケジュール

- ・様式は任意とするが、プレゼンテーションに使用することを踏まえ、理解しやすく見やすい内容を心がけること。
- ・実施の可能性が不透明な企画を記載する場合は、その旨を明記すること。なお、実施の可能性が著しく低いにも関わらず、あたかも可能であるかのような記載は虚偽記載と見なします。

4) 見積書

- ・法人の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。
- ・各項目の内訳金額が明確にわかるように記載し、上限金額を超えないようにすること。
- ・内訳書を添付すること。
- ・消費税及び地方消費税の税率は、10%として見積もること。

5) 業務実績調書（様式3）

- ・業務実績については、本業務に関連する業務でアピール出来る代表実績を記入し、それらの「業務名称、発注者名、業務期間、契約金額、業務概要」を記入すること。

6) 配置予定担当者調書（様式4）

- ・本業務を実施するにあたり、業務実施責任者（統括責任者、企画担当者等）について配置予定担当者調書を提出すること。

7) 企画提案全般に係る留意事項

- ①受付期間については、参加表明及び企画提案共通とし、参加表明書の提出をもって、企画提案に係る書類一式を提出するものとする。
- ②参加希望者一事業者につき、提案は一件とする。
- ③提出された書類は返却しない。
- ④提案に際し要した費用は、各提案者の負担とする。
- ⑤提出された企画提案書は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- ⑥提出された企画提案書は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- ⑦提出された企画提案書を公表する場合、その写しを作成し使用することができるものとする。
- ⑧以下のいずれかに該当する提案は無効とする。
 - ・提出方法、提出先、提案書受付期間に適合しないもの。
 - ・参加資格を満たさない者から提出されたもの。
 - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ・許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
 - ・虚偽の内容が記載されているもの。
 - ・「追加オプション」等の表記により、十分な実施結果を得るためには委託費の上限額を超えることが容易に想定される提案がされているもの。
 - ・本募集要項に定められた以外の手法により、関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めたとき。
 - ・その他、行為が法令違反であり、審査結果に影響を与える恐れのあるとき。
- ⑨市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

8) その他

- ・副本は、審査に使用することから、印刷方法、カラー印刷の有無など、正本と同様の仕上がりとなるようにし、黒塗りなどは行わず、副本のみを参照した際に不明瞭な項目が発生しないようにすること。

第4 提案評価に係る事項

1. 評価方法

提案者からの企画の評価は、市が別に定める共生社会ウィークメインイベント（パラスポーツ）企画運營業務委託プロポーザル実施要領において規定される選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

なお、選定委員会では、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容を基に、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し、審査の上、評価順位を決定し、優先交渉権者を選定する。

2. 選定委員会の開催

開催日時：令和6年4月26日（金）（予定）

開催場所：成田市役所3階 第2応接室（予定）

企画提案の所要時間（1提案者あたり）

- ・プレゼンテーション 20分以内
- ・選定委員からの質疑 20分程度

3. 評価項目及び評価内容

別表「公募型プロポーザル方式評価基準」のとおり。

4. プレゼンテーション

- ①企画提案書を基にプレゼンテーションによる審査を行うものとし、評価基準に基づき評価を行い、順位を決定する。
- ②プレゼンテーションは、業務を受注した場合の実務担当者が行うこととする。なお、出席者は3名以内とする。
- ③1提出者あたりの持ち時間は40分以内とし、20分程度の企画提案と20分程度の質疑時間を設けるものとする。
- ④説明は、提出した企画提案書に記述された文章、図、イラスト等の範囲内で行うこととし、追加資料の配布や使用は一切認めない。
- ⑤プレゼンテーションの実施日時は、令和6年4月26日（金）とし、詳細な時間及び貸出機器等については、募集締め切り後、令和6年4月23日（火）までに電子メールにて通知する。

5. 優先交渉権者の選定

選定委員会は、プレゼンテーションの評価得点を基に評価順位を決定する。その後、評価順位が第一位の者を優先交渉権者として確定し、次順位の者を次点交渉権者とする。

審査の結果において各委員の評価採点が5割に満たない場合は、優先交渉権者として選定しない。また、最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な提出者を優先交渉権者とする。

なお、最高点の者が複数かつ、提案金額が同じである者が複数いた場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとする。

6. 提案者が1者又提案者がいない場合の取扱い

提案者が1社のみの場合であってもプレゼンテーションによる審査は実施し、各委員の評価採点が5割を満たすときは、当該応募者を優先交渉権者として選定する。また、評価採点が5割に満たない場合、または提案者がいない場合には、再度の公募は実施しない。

7. 選定結果の通知及び公表

選定結果は、選定後、令和6年5月2日（木）までに参加者に通知するとともに、成田市ホームページ上で結果を公表する。

第5 契約の締結

選定された企画提案及び委託事業の実施による成果物等の著作権を含む全ての知的財産は、原則として委託者である市に帰属するものとする。

選定した優先交渉権者と市が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案の内容が基本となるが、協議により、必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1. 関係法令の遵守

市と委託業務契約を締結した者（以下「受託者」という。）は、委託事業の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

2. 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。

3. 個人情報保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

4. 守秘義務

受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

市と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次の通りとする。

1. 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市は契約の取消しができる。この場合、市に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、受託者は後任の受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

2. その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、市及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより後任の受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

第8 その他

優先交渉権者が、プレゼンテーションの日から本契約締結の日までの期間内に、市から入札参加資格停止措置を受けたときは、当該優先交渉権者と契約を締結しないものとする。また、契約後に入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除する。

(別紙)

【用語の解説】	
共生社会	障がいの有無などにかかわらず、誰もが分け隔てなく暮らしていける社会のこと。
レガシー	遺産、伝統、引き継がれていくものという意味で使われる。 成田市においては、東京 2020 パラリンピックにおいて、アイルランドパラリンピックチームの事前キャンプを受け入れたことを発端とする、相互協力関係の継続を目的として結ばれた協定のことを指すことが多い。これは、レガシー協定ともいう。
レガシー協定	成田市において、東京 2020 パラリンピックに際して、アイルランドパラリンピックチームのキャンプを受け入れた日（8月18日）を記念して、8月18日を共生社会の実現を再確認する日として定め、アイルランドパラリンピック委員会と締結した協定のこと。 (参考：10 ページ掲載) 「アイルランドパラリンピック委員会と成田市間における継続的な協力関係に関する東京パラリンピック競技大会レガシー協定書」
共生社会ウィーク	日本パラリンピック委員会の会長である河合氏からの提言で、成田市がアイルランドパラリンピック委員会と結んだレガシー協定にある「市が共生社会の実現を再確認する日」と指定した8月18日から、東京 2020 パラリンピック競技大会の開幕日であり、ジャパンパラリンピックデーでもある、8月24日までの1週間を共生社会ウィークとして定めたもの。

(参考)

アイルランドパラリンピック委員会と成田市間における継続的な協力関係に関する東京パラリンピック競技大会レガシー協定書（全文）

アイルランドパラリンピック委員会（以下「PI」という。）と成田市（以下「市」という。）は、東京 2020 パラリンピック競技大会（以下「東京 2020」という。）に際し、市におけるアイルランド選手受入れを通して培われた友好的な協力関係を継続することを目的とし、この東京パラリンピック競技大会レガシー協定書（以下「本協定書」という。）を締結する。

- 1 両当事者は、互いの協力関係はかけがえのないものであり、東京 2020 閉幕によって終わらせることは出来ないと認識した。したがって、相互主義や共生社会の推進という共通の決意のもとづき、東京 2020 のレガシーとして、双方にとって有益な友好関係を継続することを決定する。
- 2 PI もしくはその会員スポーツ連盟が市内にてトレーニングキャンプ実施を望む場合、市は PI の要請により、(1)市内及び成田空港/羽田空港から成田市間輸送をアイルランドチームへ無償提供、(2)市の所有施設の無償使用、に努めるものとする。
- 3 PI もしくはその会員スポーツ連盟が成田に訪れる場合、PI は市の要請により、市民との交流プログラムへの参加に努めるものとする。
- 4 この協力関係の記念として、市は、東京 2020 開催前に市と市民がテーマ曲“PARA Beats”と共にアイルランドチームを歓迎した 8 月 18 日を、両者の友好関係を思い出し、市が共生社会の実現を再確認する日と指定する。

本協定書は本書 2 通を作成して締結し、各自が 1 通を保有するものとする。本協定は各当事者が署名をした日から適用するものとし、2022 年 12 月末まで引き続き有効である。ただし、有効期間満了 3 ヶ月前までにいずれの当事者からも書面による意思表示がない場合、本協定は更に 1 年間継続するものとする。

もし本協定書に定められていない事項、若しくは本項に定められた事柄の履行に関して疑義が生じた場合、各当事者は疑義の解決のため、互いに協議のうえ誠意を持って対処する。

2021 年 11 月 20 日